

第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について

1. パブリックコメントの実施結果

| | |
|---------|--|
| 実施期間 | 令和6年12月15日（日）から令和7年1月14日（火）まで |
| 公表方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報こまえ 12月15日号 ・ 市ホームページ、市教育委員会ホームページ ・ 学校教育課窓口 |
| 意見の提出方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子メールによる送信 ・ 専用フォームによる送信 ・ 学校教育課への書面による提出 ・ 郵便による送付 |
| 対象者 | 市内在住・在学・在勤の方 |
| 意見等件数 | 提出者数：2人 意見等件数：6件 |

2. 市民説明会の実施結果

| | 日時 | 場所 | 参加者 | 意見等件数 |
|-----|---------------------|-------------|-----|-------|
| 第1回 | 令和6年12月19日（木）午後7時から | 市役所4階特別会議室 | 0人 | 0件 |
| 第2回 | 令和6年12月21日（土）午前9時から | 防災センター3階会議室 | 1人 | 0件 |

3. パブリックコメントでの意見（概要）及び回答（案）

| No. | 意見（概要） | 回答（案） |
|-----|--|---|
| 1 | <p>狛江市の教育改革についての提言「公立中高一貫校を設立します」</p> <p>国が制度化した「中高一貫教育校」には、中等教育学校、併設型、連携型の3種類があります。中等教育学校は6年間を一体のものとして教育を行い、高校段階から入学する生徒の募集はしません。中学校に相当する3年間の前期課程、高等学校に相当する3年間を後期課程と呼ぶ。併設型は文字通り同じ学校設置者が中学校と高校を併設している学校で、ほとんどの私立学校はこの形で高校から入学してくる生徒もいます。連携型は地域の中学校と高校が交流しながら教育に当たるタイプで過疎地に多いタイプです。</p> <p>中高一貫教育校は学習指導だけでなく、情操教育や躰け教育等も6年間の長いスパンのもとに効率的に行える。特に学習指導の面では学校独自の柔軟なカリキュラムを組むことで、生徒の個性伸長を図るために誕生したもので単なる有名大学進学重視型指導ではなく、将来の多様な進路実現を目指した教育で「リーダーシップ育成」や「国際性の養成」、「福祉・ボランティア」等をうたって、幅広い人材の育成を目指すため狛江市では“中等教育学校狛江学園”としての設立を計画します。</p> <p>都立狛江高校は設立時に狛江市を将来管理者とすること</p> | <p>狛江市に中等教育学校を設置することは、東京都教育委員会の教育施策に基づき協議が必要になりますので、現段階で本計画に反映できるものではありません。</p> <p>狛江市では、コミュニティ・スクール制度の導入により、学校と家庭、地域社会で子どもたちを見守りはぐくみ、小中学校9年間を通じた教育を推進しており、本計画において「基本方針3」の中で掲げています。</p> <p>ご意見は、5年間の計画期間を超える長期的な視点で、教育施策の方向性を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、将来的に狛江市が都立狛江高等学校の管理者となることではなく、都立狛江高等学校に隣接する都有地を含む一帯が和泉多摩川緑地公園として都立公園化された場合に、狛江市がその管理者となることは議論されています。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>で発足したと聞いております。当時の都・市の設立に関する資料を調査確認して狛江高校設立時の背景を基に中高一貫校の設立を喫緊の課題として早急に結論を出すべきものと提言いたします。</p> | |
| 2 | <p>狛江市の教育改革についての提言「学校教育の内容を改善します」</p> <p>①初等教育では国語力の強化を始めコンピュータ、英語などの基礎学力を重視します。</p> <p>②全国学力テストの実施とその結果を公開します。</p> <p>③中等教育において半年間程度「公」への奉仕を義務付けます。具体的には警察、消防、自衛隊等での体験や福祉施設での奉仕を義務化します。</p> <p>④中学、高校で「近現代史歴史教育」を必修化します。</p> <p>⑤義務教育では日本人としての公民、歴史分野で「国歌、国旗、皇室に対する理解と敬愛」教育を推進します。</p> <p>⑥理系大学生への経済的優遇措置を図ると共に理系高等教育を強化します。</p> <p>⑦総合学習やクラブ活動での伝統文化教育（伝統的な歌、踊り、お囃子、祭礼、工芸、武道、茶道、囲碁、箏曲等）を充実させるべく、指導者の養成等の支援を行います。特に高齢の専門家を活用する仕組みを構築します。</p> <p>⑧昼夜人口比の大きな狛江市にとって、昼間の災害発生時のマンパワー不足は顕著です。従って、中高学生の災害救助活</p> | <p>学習指導要領に基づき、子どもたち一人ひとりに応じた個別最適な学びと、各々の特長を生かした協働的な学びを実現していきます。公教育は学習指導要領に示された内容を踏まえて、具体的な教育施策を展開していくものであり、憲法に示された教育を受ける権利と思想・信条の自由を担保しつつ、子どもたちの学びを保障するものです。「公」への奉仕を義務付ける等、強制力を持った施策は展開しかねますが、具体的な教育活動については、各学校において職場体験等のキャリア教育を推進してまいります。</p> <p>また、ご意見のうち①、⑦及び⑧については、本計画においても、「基本方針1」の中で一部取り上げています。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>動訓練を義務化すると共に、地域防災体制との一体化について検討します。松原市長が活躍した川口町での中越地震の教訓を活かして、狛江の特色を出す。避難所として学校の施設を使うことを一歩進めて生徒の使い方も考えることは災害大国日本のレガシーである。</p> | |
| 3 | <p>狛江市の教育改革についての提言「責任ある教育体制構築に向け教育行政の改革を推進します」</p> <p>①市長が教育行政への権限と責任を持つ法制度を確立する。</p> <p>②教育委員会は、教育委員の常勤化と監査機能の強化を念頭に改革する。教職経験を必須としない実社会での経験を活かす。</p> <p>③特定の教職員組合や民間団体による学校、教育行政への「不当な介入」を是正するための対策を検討します。</p> <p>④教員免許更新制を強化するとともに、不適格教育の処分や罰則のあり方について適正化を図ります。</p> <p>⑤教育基本法及び学習指導要領に基づいた教員養成、採用制度を構築します。</p> <p>⑥いじめや校内暴力、学力の低下といった課題に関して現場を支援すべく専門機関による学校監査を実施します。</p> <p>⑦学童保育、フリープレーなど学童の放課後対策について検討を進めます。また、学校図書についても図書の充実、開設時間（休日含む）についても検討を進めます。</p> | <p>教育制度の抜本的改革に関する内容は、本計画へ反映することはできかねますが、狛江市では、平成30年4月1日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（改平成27年4月施行）」により、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確化された新教育委員会制度に完全移行しています。このことにより、総合教育会議において市長が教育行政について教育委員会と議論できることになっています。</p> <p>また、ご意見の⑥及び⑦については、本計画においても「基本方針3」の中で一部取り上げています。放課後対策の施策については、市長部局の計画である「こまえ子ども・若者応援プラン」で取り上げています。</p> |
| 4 | <p>狛江市の教育改革についての提言「その他」</p> | <p>ご意見の②に関しては、具体的事業に係る提案であり、税に関</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>①様々な専門技術を有している企業の退職者を活用し、その技術を継承、学習に活用する仕組みを検討します。</p> <p>②市内在住及び狛江市の公立中等学校以上を卒業した市民の海外留学を支援します。海外に留学し一定の単位を取得した若者には、20歳代は住民税を減免します。</p> <p>③旧4小の跡地、電研の跡地(市のものではないが広い土地)など広い市有地の無い狛江にとっては利用方法を慎重に考えるべきだ。歴史、文化財の保存についても慎重であるべきで基本計画に指摘あることは尊重すべきである。二度と取り返せないものである。</p> | <p>する取扱いに触れていることから本計画に反映すべきものではないと考えます。①及び③については、本計画においても「基本方針3」や「基本方針4」、「基本方針5」の中で一部取り上げています。</p> |
| 5 | <p>教育目標(3)として、「主体的に学ぶことができる学習環境と運動環境の整備と拡充」に賛同します。特に「主体的に」という言葉が、これからの子どもたちへの教育にとって必要なテーマだと思います。</p> <p>子どもたちの主体性を守るために、基本方針2-(3)「子どもたちの声をきく体制づくり」を実効性のあるものとするのに専門的な人材を確保する予算をつけていただくことを是非お願いいたします。</p> | <p>本計画に基づき、具体的な事業展開を検討する際の参考とさせていただきます。</p> |
| 6 | <p>基本方針1「子どもが自らの人生を切り開いていく力の育成」の中に、子どもたちにとって学びの原動力となる「遊ぶ」ことの意義に全く触れられていないのは、主体的な学びを約束する目標を掲げながら、もっとも大切な着眼点に欠ける大綱となっていると思います。</p> | <p>遊びを通じた学びの観点については、幼児教育と小学校教育の円滑な接続と連続性を図るスタートカリキュラム等において、すでに学校の教育活動に取り入れられています。今後も、本計画「基本方針1」の他、「基本方針3」や「基本方針4」の中で、具体的な活動や事業として充実していくものと考えています。本計画</p> |

文部科学省でも「子どもは遊びが仕事です」とし、「子どもたちの体力が低下しています」と現代の子どもたちの遊ぶ環境と時間が不足していることからの問題点を指摘しています。

現代の子どもたちは習い事が多いことや、周囲に遊べる公園、友人が減っていることから、平日に外遊びをしていない子どもが都心部では4割、地方では5、6割にもなるという調査結果が昨年末に報道されました。

何より、子どもの教育として「遊ぶ」ことは全ての学びの基本として必要です。

教育方針として、与えるばかりの視点では、子どもを主体とする学びの土台は培われません。子どもの権利を守る「子ども条例」を策定する狛江市として、子どもたちの主体的な学びを本気で実現するために、(自由に)「遊ぶ」ことの意義を、第4次教育大綱に盛り込むことは必須と考えます。かつては「遊ぶ」ことは子どもたちのあたりまえでしたが、現代は、社会として環境とその大切さを定義しなければ、あたりまえに(外で自由に)「遊ぶ」ことすら子どもたちはできないのです。その問題点を認識し、教育大綱でその意義を掲げていくことは、これからの時代の教育に欠かせない点であると考えます。

に基づき、具体的な事業展開を検討する際の参考とさせていただきます。